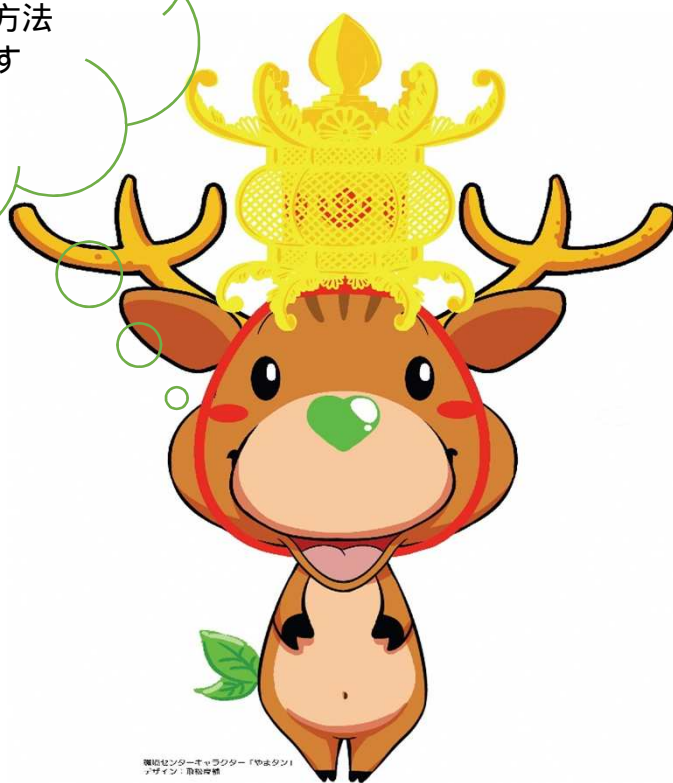


《保存版》

事業者用 ごみの分別手引き

家庭ごみの分別方法
とは、異なります



著作権センター登録「やま鹿」
デザイン：鳥居啓祐

令和2年度発行
山鹿市

はじめに

近年、地球温暖化や天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題が大きくクローズアップされ、環境問題に対する市民の皆さんの関心もかつてないほどに高まっています。

廃棄物処理に関しては、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（いらぬものは断る）の「4R」を通じて、市民・事業者・行政の協働による4Rを推進し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指しています。

こうした状況の中、山鹿市においても、平成26年1月に「山鹿市循環型社会形成推進地域計画」を策定し、各種のごみ減量・リサイクル施策に積極的に取り組みながら、山鹿市環境センターの建設に至りました。

しかしながら、環境センターに搬入される家庭や事業所から出されるごみに、リサイクルできる紙類や、事業者の責任において処理しなければならない産業廃棄物が含まれている状況が見受けられます。

今後、更なるごみの減量化と再資源化を実現するためには、ごみ減量の実践者である市民・事業者の皆さんと協働して、各種ごみ減量施策の推進を図ることが重要です。事業者の皆さんが排出するごみに関して、より理解を深めていただき、ごみ減量の推進を図ることを目的として「事業者用ごみの分別手引き」を作成しました。

事業者の皆さんにおかれましては、この手引きと「山鹿市内の事業所のみなさまへ（2019年10月発行）」をご一読いただき、共にごみ減量を推進し、循環型社会の実現を目指していただきますようお願いいたします。

目次

はじめに	1
産業廃棄物の種類と具体例	2
事業系廃棄物の処理方法	3～4
事業者用分別辞典	5～16
Q&A	17～18

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は、山鹿市環境センター及び山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ・最終処分場に搬入できません。

種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
		貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

事業活動とは、営利・非営利の目的を問わず、事業所、作業所、店舗、商店、（個人を含む）の活動全てをいいます。また、事業活動に伴うごみには、業を営むときに出るごみだけではなく、従業員や社員が消費して出たごみ（弁当がら、飲料用の缶・ビン・ペットボトルなど）も含まれます。

事業系廃棄物の処理方法

事業系ごみは、家庭ごみの収集場所に出すことはできません！

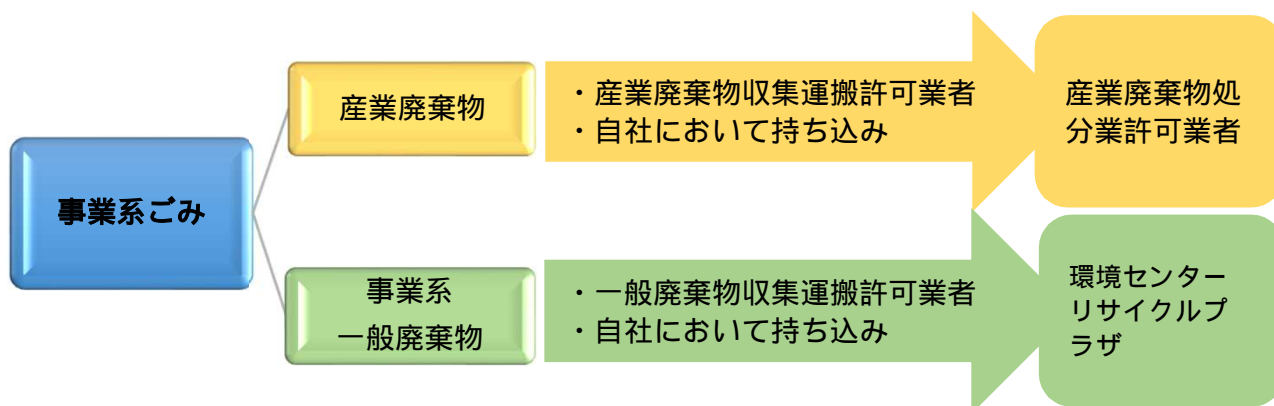
『廃棄物処理法』第3条において事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

これは、事業所から出されるごみは、市が行っている家庭ごみの収集には出してはならず、許可業者に処理を委託するか、自ら処理施設に持ち込むなどして、適正に処理する責任があることを意味しています。

事業系ごみの処理について！

事業者の皆さんが排出する廃棄物は、『産業廃棄物』と『事業系一般廃棄物』に区分され、処理方法が異なります。

また、古紙、びん、缶など貴重な資源については、ごみにせず、分別ボックスなどにより分別排出をこころがけ、リサイクルしてください。



1. 産業廃棄物の処理について

『産業廃棄物』は、自らが『産業廃棄物処分業許可業者』へ直接持ち込む方法と、熊本県の許可する『収集運搬業者』と契約を交わし処理する方法があります。

産業廃棄物の処理許可業者についてのお問合せ先

一般社団法人 熊本県産業資源循環協会 : 096-213-3356

<http://kuma-sanpai.or.jp/>

2. 事業系一般廃棄物の処理について

(1) 収集運搬業者に処理を委託する場合

『事業系一般廃棄物』の処理を依頼する場合は、市が許可した『収集運搬業者』に収集を依頼（契約）してください。

ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、それらの行為を行うことは、法律で禁止されています。また『収集運搬業者』への委託料は、業者によって異なります。契約を行う際には、料金、収集時間、収集回数、収集量、分別方法等の必要事項について確認をお願いします。

事業系一般廃棄物の処理業許可者についてのお問合せ先

山鹿市環境課廃棄物対策係 : 0968-43-7211

山鹿市環境センター管理室 : 0968-41-8686

(2) 市及び広域の処理施設に自ら搬入する場合

『事業系一般廃棄物』を自己搬入する場合は、必ず分別して持ち込んでください。



搬入できるもの

- 燃やすごみ
- ・生ごみ、茶がら
 - ・紙くず（資源化できないもの）
 - ・剪定枝（直径10cm以内、長さ50cm以内）、刈草（土を除去したもの）
 - ・オムツ（感染症の疑いのあるものは除く）など
- 可燃性粗大ごみ
- ・木製家具（金属、プラスチック、ガラス等が付いていないもの）
- 資源化できる古紙類（汚れていない紙類・新聞・雑誌・段ボール等）
- 収集運搬許可業者や古紙問屋等に相談・確認してください。



搬入できないもの

- 産業廃棄物
- 家電リサイクル製品
- 家電6品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は、メーカーでのリサイクルが義務づけられています。「対象製品を購入した店」または「対象製品を買い替える店」に、申込みをしてください。
- パソコン
- デスクトップ型・ノートブック型のパソコン本体と、ブラウン管・液晶のディスプレイは、メーカーで引き取ってリサイクルしています。
- 直接、パソコンメーカーに申し込んでください。
- 自動二輪車
- 自動二輪車や原動機付自転車は、指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店で引き取ってもらってください。
- 特殊なもの（処理困難物）
- タイヤ、オイル、バッテリー、自動車の部品、ガスボンベ、消火器、建築廃材、ブロック、瓦、焼却灰、ペンキ、シンナー、化学薬品、肥料、土、砂、耐火金庫、電気温水器、ピアノ、ボウリング球、感染性廃棄物、業務用機械、PCBを含むものなど、販売店やメーカーに引き取ってもらうか、専門の処理業者などに依頼してください。

搬入料金

搬入日時

燃やすごみ 可燃性粗大ごみ

搬入場所：山鹿市環境センター

搬入料金：10kgごとに150円（例：100kgでは1,500円）

支払方法：現金による当日窓口払いとなります。

搬入日時：月～土曜日 9:00～16:00 祝日の搬入可

搬入手続：電話（41-8668）による事前申込が必要

資源化できる古紙類

搬入場所：山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ

搬入料金：10kgごとに110円（例：100kgでは1,100円）

支払方法：現金による当日窓口払いとなります。

搬入日時：月～金曜日 8:30～16:00 祝日は除く

搬入手続：搬入物を持参し、山鹿市環境センター管理室で許可証の交付をうけた当日に搬入

具体的な品目の取り扱いについては、次ページ（P5～）以降を参照ください。

業種により一廃・産廃の取扱いが異なる品目もあるので、ご注意ください。（P2参照）

事業者用分別辞典（50音順）

この分別辞典は、事業所等から排出が予想される品目の分別を50音順に整理したものです。分別の参考にしてください。

なお、代表的なものを例示していますので、**区分が一般廃棄物であっても業種によって産業廃棄物になるものがあります。**産業廃棄物の種類はP2で確認してください。

	品名	区分	種類	備考
あ	アクリル板	産廃	廃プラ類	
	麻袋	一廃	燃やすごみ	
	アダプター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	厚紙（贈答箱・靴箱）	一廃	雑がみ類	リサイクルを！
	油（鉱物・食用油含む）	産廃	廃油	
	網（金属製以外）	産廃	廃プラ類	
	網戸	産廃	廃プラ類、金属くず	
	アルミサッシ	産廃	金属くず	ガラス部分は「ガ・コ・陶」
	アルミトレー	産廃	金属くず	
	アルミはく（アルミホイル）	産廃	金属くず	
	アルミホイール（車用品）	産廃	金属くず	
	安全靴	産廃	廃プラ類、金属くず	
	安全ピン	産廃	金属くず	
	い	衣装ケース（プラ類）	産廃	廃プラ
椅子（木製）		一廃	粗大ごみ	金属部分は「産廃の金属くず」
椅子		産廃	廃プラ類、金属くず	
板（建設工事に係るもの）		産廃	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
板（金属製）		産廃	金属くず	
板（プラスチック製）		産廃	廃プラ類	
板（木製）		一廃	燃やすごみ	厚さ5cm以下幅50cm以下長さ1.5m以下
一斗缶		産廃	金属くず	
インスタント食品の容器・包装（プラ類）		産廃	廃プラ類	

	品名	区分	種類	備考	
う	植木鉢（ガラス製・陶磁器製）	産廃	ガ・コ・陶		
	植木鉢（金属製）	産廃	金属くず		
	植木鉢（プラスチック製）	産廃	廃プラ類		
	ウレタンマット	産廃	廃プラ類		
え	エアコン（室内機・室外機）	産廃	廃プラ類、金属くず		
	エアマット	産廃	廃プラ類		
	AED（付属品）	産廃	廃プラ類、金属くず		
	AED（本体）	産廃	廃プラ類、金属くず	メーカーに相談	
	ACアダプター	産廃	廃プラ類、金属くず		
	枝	一廃	燃やすごみ	直径10cm以下長さ50cm以下	
	エタノール	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託	
	MD（ケース含む）	産廃	廃プラ類		
	MDプレーヤー	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす	
	LED照明	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶		
	塩ビ管（塩化ビニール管）	産廃	廃プラ類		
	鉛筆	一廃	燃やすごみ		
	鉛筆削り	産廃	廃プラ類、金属くず		
	お	オイル	産廃	廃油	
		オイル缶	産廃	金属くず	
		オーディオ機器	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶	
		オーブントースター	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶	
オープンレンジ		産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶		
お菓子等の包装（ビニール製）		産廃	廃プラ類		
お菓子等の包装（紙製）		一廃	雑がみ類	リサイクルを！	
置物（陶器）		産廃	ガ・コ・陶		
落ち葉・雑草・草花		一廃	燃やすごみ		
汚泥		産廃	汚泥		
オムツ		一廃	燃やすごみ	感染の疑いのあるものは除く。大便是取り除く	
折りたたみ椅子（パイプ椅子）		産廃	廃プラ類、金属くず		
温度計		産廃	ガ・コ・陶		

	品名	区分	種類	備考
か	カーテン(天然素材)	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	カーテンレール	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カーペット(天然素材)	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	懐中電灯	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カイロ	産廃	金属くず	
	鏡	産廃	ガ・コ・陶	
	鍵	産廃	金属くず	
	傘	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カセットコンロ	産廃	金属くず	電池、ボンベははずす
	カセットテープ(ケース含む)	産廃	廃プラ類	
	カタログ	一廃	雑がみ類	リサイクルを!
	カッターナイフ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カッターナイフの刃	産廃	金属くず	
	カッターマット	産廃	廃プラ類	
	カップ	産廃	廃プラ類	
	カップ麺容器(紙製)	一廃	雑がみ類	リサイクルを!
	カップ麺容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	かつら	産廃	廃プラ類	
	金網	産廃	金属くず	
	鎌	産廃	金属くず	
	花瓶	産廃	ガ・コ・陶	
	髪の毛	一廃	燃やすごみ	
	紙コップ・紙皿	一廃	燃やすごみ	
紙パック	一廃	雑がみ類	リサイクルを!	
紙パック(内側が銀色のもの)	一廃	燃やすごみ	リサイクルが困難なため	
カメラ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶		
瓦	産廃	ガ・コ・陶		
缶(アルミ・スチール)	産廃	金属くず		
緩衝材(プラ製・発砲スチロール)	産廃	廃プラ類		
乾電池	産廃	金属くず、汚泥		

	品名	区分	種類	備考	
か	感熱紙	一廃	燃やすごみ	リサイクルが困難なため	
	看板（金属製）	産廃	金属くず		
	楽器	産廃	廃プラ類、金属くず		
き	木（建設工事に係るもの）	産廃	木くず		
	キーボード（パソコン用）	産廃	廃プラ類、金属くず		
	機密書類	一廃	燃やすごみ		
	着物（天然素材）	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合	
	キャップ（金属製）	産廃	金属くず		
	キャップ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類		
	給湯器	産廃	廃プラ類・金属くず		
	金庫	産廃	金属くず		
	く	空気清浄機	産廃	廃プラ類、金属くず	
		クーラーボックス	産廃	廃プラ類	
釘		産廃	金属くず		
草刈機		産廃	廃プラ類、金属くず		
クリップ		産廃	金属くず		
クリアファイル		産廃	廃プラ類		
け		蛍光灯	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶	水銀を含むものは専門業者へ
	蛍光ペン	産廃	廃プラ類		
	携帯電話・PHS			販売店へ	
	ケーブル	産廃	廃プラ類、金属くず		
	血圧計	産廃	廃プラ類、金属くず	水銀を含むものは専門業者へ	
こ	工具箱（金属製）	産廃	金属くず		
	工具箱（プラスチック製）	産廃	廃プラ類		
	コード類	産廃	廃プラ類、金属くず		
	コーン	産廃	廃プラ類		
	コピー機	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶		
	コピー用紙	一廃	雑がみ類	リサイクルを！	
	コンクリートブロック	産廃	がれき類		

	品名	区分	種類	備考
さ	雑誌	一廃	雑がみ類	リサイクルを！
	座布団（天然素材）	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	皿（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	ザル（金属製）	産廃	金属くず	
し	ザル（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	CD（ケース含む）	産廃	廃プラ類	
	CDプレーヤー（ラジカセ）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	磁石	産廃	金属くず	
	シャープペンシル（金属製）	産廃	金属くず	
	シャープペンシル（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	しゃもじ（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	しゃもじ（木製）	一廃	燃やすごみ	
	充電器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	朱肉	産廃	廃プラ類	
	シュレッダー紙	一廃	燃やすごみ	
	消火器	産廃	廃プラ類、金属くず	消防署又は販売店へ
	浄水器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	照明器具	産廃	廃プラ類、金属くず	電球、蛍光灯ははずす
	食器（ガラス製・陶磁器製）	産廃	ガ・コ・陶	
	食器（金属製）	産廃	金属くず	
	食器（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	シンナー	産廃	廃油	
	新聞紙	一廃	新聞・広告チラシ	リサイクルを！
	す	水槽	産廃	ガ・コ・陶
水筒（金属製）		産廃	金属くず	
水筒（プラスチック製）		産廃	廃プラ類	
炊飯器		産廃	廃プラ類、金属くず	
スキャナー		産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶	
スコップ（金属製）		産廃	金属くず	

	品名	区分	種類	備考	
す	スコップ(プラスチック製)	産廃	廃プラ類		
	スタンプ	産廃	廃プラ類		
	スタンプ台	産廃	廃プラ類、金属くず		
	ストロー	産廃	廃プラ類		
	ストーブ	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす、燃料をぬく	
	ストップウォッチ	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす	
	スプーン(金属製)	産廃	金属くず		
	スプーン(陶磁器)	産廃	ガ・コ・陶		
	スプーン(プラスチック製)	産廃	廃プラ類		
	スプーン(木製)	一廃	燃やすごみ		
	スプリングマットレス	産廃	廃プラ類、金属くず		
	スプレー缶	産廃	金属くず	使い切る、ガス抜きを行うこと	
	スポンジ	産廃	廃プラ類		
	スリッパ	産廃	廃プラ類		
せ	生花	一廃	燃やすごみ		
	生理用品(使用済み)	一廃	燃やすごみ		
	石膏ボード	産廃	ガ・コ・陶		
	セロハンテープ	産廃	廃プラ類		
	洗濯機	産廃	廃プラ類、金属くず	家電リサイクル法対象品目	
	剪定枝・くず	一廃	燃やすごみ	直径10cm以下長さ50cm以下	
	扇風機	産廃	廃プラ類、金属くず		
	洗面器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類		
	そ	惣菜の容器(紙製)	一廃	燃やすごみ	リサイクルできるものは、雑がみ類
		惣菜の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
掃除機		産廃	廃プラ類、金属くず		
掃除機用ごみパック		一廃	燃やすごみ		
ソファ(スプリング入り)		産廃	廃プラ類、金属くず		
ソファ(スプリングなし)		産廃	廃プラ類		
そろばん		産廃	廃プラ類、金属くず	木製は、一廃の燃やすごみ	
造花		産廃	廃プラ類、金属くず		

	品名	区分	種類	備考
た	体温計（水銀を含む）	産廃	金属くず、ガ・コ・陶	専門業者へ
	体温計（電子）	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす
	体重計	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす
	タイヤ	産廃	廃プラ類	
	タイヤチェーン	産廃	廃プラ類、金属くず	
	タオル（天然素材）	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	竹	一廃	燃やすごみ	直径10cm以下長さ50cm以下
	畳（天然素材）	一廃	燃やすごみ	建設業にかかるもの、産廃の廃プラ類、繊維くず
	タッパー	産廃	廃プラ類	
	棚（金属製）	産廃	金属くず	
	棚（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	棚（木製）	一廃	燃やすごみ	金属部分は、産廃の金属くず
	種	一廃	燃やすごみ	
	タバコ	一廃	燃やすごみ	
	ダンボール	一廃	ダンボール	リサイクルを！
ち	チェーン（金属製）	産廃	金属くず	
	チェーンソー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	茶がら	一廃	燃やすごみ	
	厨芥類	一廃	燃やすごみ	食品の売れ残り、食べ残し
	チューブ（金属製）	産廃	金属くず	
	チューブ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	チョーク	産廃	ガ・コ・陶	
	チラシ	一廃	新聞・広告チラシ	リサイクルを！
	ちりとり（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
つ	つい立（スチール製）	産廃	金属くず	
	使い捨てライター	産廃	廃プラ類、金属くず	使い切ること
	机（金属製）	産廃	金属くず	
	机（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	机（木製）	一廃	燃やすごみ	金属部分は、産廃の金属くず
	詰め替えパック（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	

	品名	区分	種類	備考
て	デスクマット	産廃	廃プラ類	
	鉄筋	産廃	金属くず	
	鉄パイプ	産廃	金属くず	
	DVD(ケース含む)	産廃	廃プラ類	
	電気カーペット	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電気コード	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電気スタンド	産廃	廃プラ類、金属くず	電球、蛍光灯等はずす
	電球	産廃	金属くず、ガ・コ・陶	
	電卓	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電池(筒型・ボタン型)	産廃	金属くず、汚泥	
	電話機	産廃	廃プラ類、金属くず	
と	灯油	産廃	廃油	
	灯油用ポリ容器	産廃	廃プラ類	使い切ること
	トタン	産廃	金属くず	
	トレー(紙製)	一廃	燃やすごみ	
	トレー(金属製)	産廃	金属くず	
	トレー(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	ト口箱(発泡スチロール)	産廃	廃プラ類	
	ト口箱(木製)	一廃	燃やすごみ	
な	ナイフ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	長靴	産廃	廃プラ類	
	鍋	産廃	金属くず	
	波板(金属製)	産廃	金属くず	
	波板(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
ぬ	布(天然素材)	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
ね	ねじ	産廃	金属くず	
	ネット	産廃	廃プラ類	
の	農機具類	産廃	金属くず	
	農業用ビニール	産廃	廃プラ類	
	のこぎり	産廃	金属くず	

	品名	区分	種類	備考
は	灰	産廃	燃え殻	
	灰皿	産廃	金属くず、ガ・コ・陶	
	廃油	産廃	廃油	
	はかり	産廃	廃プラ類、金属くず	
	バケツ（金属製）	産廃	金属くず	
	バケツ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	箱（紙製）	一廃	雑がみ類	リサイクルを！
	箱（金属製）	産廃	金属くず	
	箱（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	はさみ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	箸（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	パソコン	産廃	廃プラ類、金属くず	PCリサイクル法対象
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	針金	産廃	金属くず	
	パレット（木製）	産廃	木くず	
	パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	ハンガー（金属製）	産廃	金属くず	
	ハンガー（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
ひ	ビデオテープ（ケース含む）	産廃	廃プラ類	
	ビニールクロス	産廃	廃プラ類	
	ビニールシート	産廃	廃プラ類	
	ビニールテープ・ひも	産廃	廃プラ類	
	ビニールハウス用ビニール	産廃	廃プラ類	
	ビニール袋	産廃	廃プラ類	
	ビニールホース	産廃	廃プラ類	
	ひも（紙製）	一廃	燃やすごみ	
	標識（金属製）	産廃	金属くず	
	びん	産廃	ガ・コ・陶	
ふ	ファイル（紙製）	一廃	燃やすごみ	取り外し可能な金属は産廃の金属くず
	ファイル（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	

	品名	区分	種類	備考
ふ	ファックス	産廃	廃プラ類、金属くず	
	フィルム	産廃	廃プラ類	
	フィルムケース(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製は、産廃の金属くず
	封筒(紙製)	一廃	雑がみ類	リサイクルを!
	フォーク(金属製)	産廃	金属くず	
	フォーク(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	袋(紙製)	一廃	雑がみ類	リサイクルを!
	袋(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	付箋紙	一廃	燃やすごみ	
	ふとん(天然素材)	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	フライパン	産廃	金属くず	
	プラスチック製容器	産廃	廃プラ類	
	プリンター(金属製)	産廃	金属くず	
	プリンター(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	ブルーシート	産廃	廃プラ類	
	ブロック・コンクリート片	産廃	がれき類	
へ	ヘアピン	産廃	金属くず	
	ペットボトル	産廃	廃プラ類	
	ペットボトルのふた・ラベル	産廃	廃プラ類	
	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
	弁当の容器(紙製)	一廃	燃やすごみ	
	弁当の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
ほ	包装紙	一廃	雑がみ類	リサイクルを!
	包装フィルム	産廃	廃プラ類	
	ホース	産廃	廃プラ類	
	ボールペン(金属製)	産廃	金属くず	
	ボールペン(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ類	
	ポリ袋	産廃	廃プラ類	
	保冷剤	産廃	廃プラ類	

	品名	区分	種類	備考
ま	マイク	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マウス（パソコン用）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マウスパッド	産廃	廃プラ類	
	巻き尺	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マット	産廃	廃プラ類	
	マットレス（スプリング入り）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マットレス（スプリングなし）	産廃	廃プラ類	
	まな板（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	まな板（木製）	一廃	燃やすごみ	
	マルチ（農業用）	産廃	廃プラ類	
み	ミシン	産廃	廃プラ類、金属くず	
む	無線機	産廃	廃プラ類、金属くず	
め	名刺	一廃	燃やすごみ	
	メジャー	産廃	廃プラ類、金属くず	
も	木材解体材（建設工事に係るもの）	産廃	木くず	
	毛布（天然素材）	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
	モップ	産廃	廃プラ類	
や	やかん	産廃	金属くず	
ゆ	USBメモリ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	浴衣（天然素材）	一廃	燃やすごみ	綿、羊毛、麻の場合
よ	容器（ガラス製・陶磁器製）	産廃	ガ・コ・陶	
	容器（金属製）	産廃	金属くず	
	容器（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
ら	ライター	産廃	廃プラ類、金属くず	使い切る
	ラップ	産廃	廃プラ類	
り	リモコン	産廃	廃プラ類、金属くず	電池ははずす
る	ルーペ	産廃	金属くず	
れ	冷蔵庫・冷凍庫	産廃	廃プラ類、金属くず	家電リサイクル法対象品目
	レインコート	産廃	廃プラ類	
	レシート（感熱紙）	一廃	燃やすごみ	

	品名	区分	種類	備考
れ	レジ袋	産廃	廃プラ類	
	れんげ(陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	
	れんげ(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	練炭(使用済み)	産廃	燃え殻	
ろ	ロープ(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	ロープ(天然素材)	一廃	燃やすごみ	
	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	ワープロ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶	
	ワイヤー	産廃	金属くず	
	輪ゴム	産廃	廃プラ類	天然ゴムは、産廃のゴムくず
	割りばし	一廃	燃やすごみ	

分別のポイント！

ごみがどのような素材でできているかによって、個別に判断する必要があります。例えば、家庭ごみでは、燃やすごみとして扱っているプラスチック製のバケツは、産業廃棄物の廃プラ類となりますので、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬依頼する事や環境センターに搬入する事ができません。その際は、産業廃棄物許可業者へ委託してください。



事業系廃棄物に関するQ & A

Q 事業系廃棄物（事業系ごみ）とは何ですか？

A 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される全てのごみのことをいいます。事業系廃棄物は、事業活動の種類や、ごみの材質等によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されます。

Q 事業活動には何が含まれますか？

A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

Q 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、法律や政令で定められている種類のごみです。代表的なものとしては、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなどがあります。詳細は、P 2「図：産業廃棄物の種類と具体例」を参照してください。

Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外のごみをいいます。一般的には「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」などを指しますが、ここに掲げたものでも建設業や製造業など限られた業種から排出されたものは産業廃棄物に分類されることもあるので注意が必要です。

Q 事業系廃棄物はどのように処理したらよいですか？

A 市では、事業系廃棄物は収集していません。事業者が自ら処理するか、廃棄物処理業許可業者に委託や依頼をして処理しなければなりません。自社のごみであれば、各処理施設へ自ら持ち込むこともできます。

Q 許可業者とは何ですか？

A 廃棄物の処理を業として行うために、行政から許可を得ている業者のことです。廃棄物を集めて処理施設まで運ぶ収集運搬業と、再資源化のための中間処理や埋め立てを行う処分業があります。許可業者のお問い合わせ先はP 3を参照してください。

Q 許可業者に委託や依頼をする場合の料金は決まっていますか？

A 許可業者ごとに料金を設定していますので、委託（依頼）をする前に許可業者に確認してください。

事業系廃棄物に関するQ & A

Q 直接、環境センターへ搬入した場合の料金はいくらですか？

A 事業系一般廃棄物の環境センターへの搬入料金は、10kg毎に150円となります。

Q 産業廃棄物についても環境センターに搬入できますか？

A 環境センターに搬入できるのは事業系一般廃棄物のみとなります。産業廃棄物は搬入できませんので、ご注意ください。また、一般廃棄物収集運搬許可業者に産業廃棄物を収集させる事もできません。

Q 事業系廃棄物は、少量しか出ないのですが、許可業者に頼まないといけないですか？

A 自社のごみであれば、自ら処理施設へ持ち込むことができます。ただし、ごみの処理を他人に委託（依頼）するときは、必ず許可業者へ委託（依頼）をし、適正に処理しなければなりません。許可業者以外の者に委託（依頼）した場合は、法律により罰則が適用されます。

Q 事業系廃棄物は、家庭ごみの収集場所に出せますか？

A 事業所から出たごみは、量の多少・種類に関わらず、家庭ごみのステーション等には出せません。もし、事業系廃棄物を出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。

Q 野外焼却を行ってもよいですか？

A 廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。

Q 不法投棄の現場を見つけたら、どこに連絡すればいいですか？

A 廃棄物の不法投棄を見かけたら、山鹿警察署、山鹿保健所、山鹿市役所に通報をお願いします。早期発見、早期解決のため、皆さんからの情報をお待ちしています。原因者には、原状回復を基本に厳正に対処します。

事業系一般廃棄物に関すること

分け方・出し方に関すること：山鹿市環境課廃棄物対策係 電話43-7211

ごみ処理に関すること：山鹿市環境センター管理室 電話41-8686